

---

# 相続登記の義務化等に関する認知度等調査

## 調査結果の概要

---

令和6年12月  
法務省民事局



# 調査の概要

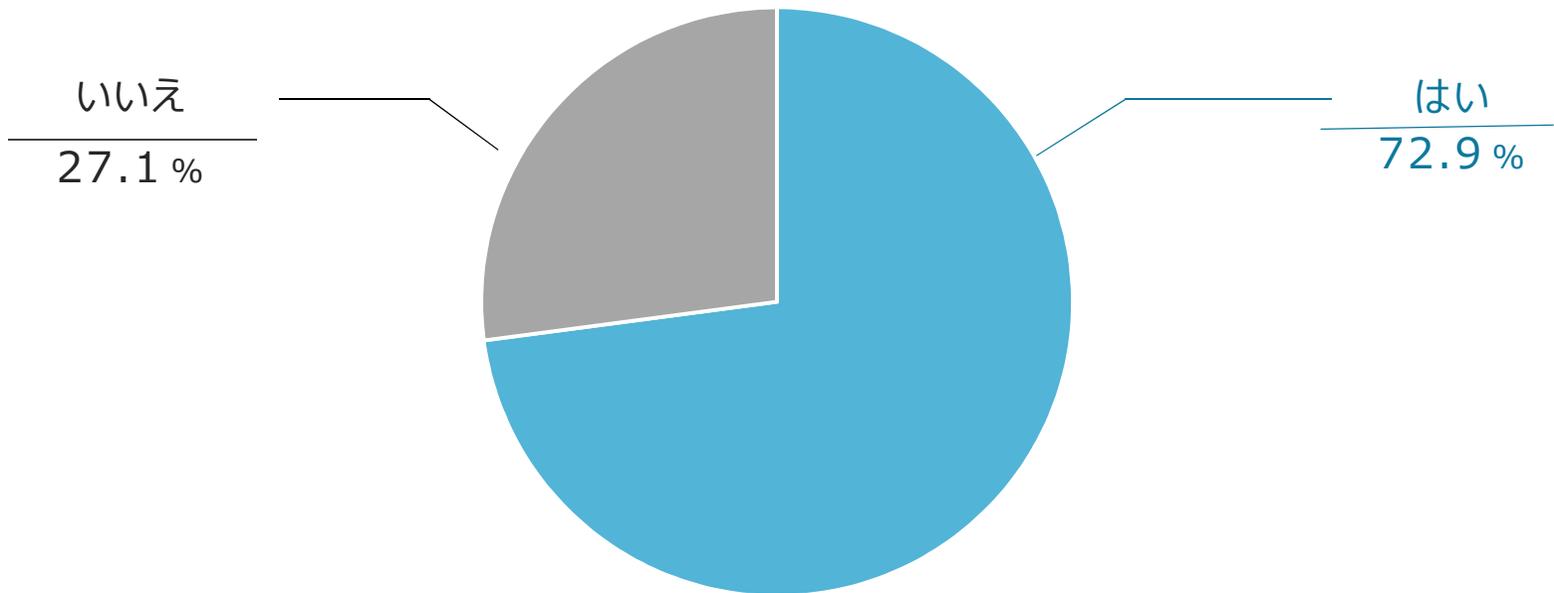
---

- 調査対象：本人、配偶者又は親が不動産を所有している20歳以上の男女
- サンプル数：合計8,460人（居住都道府県ごとに各180人）  
※人口構成比に合わせ、ウェイトバック集計を実施
- 調査方法：モニター登録を用いたwebアンケートにより実施
- 調査実施時期：令和6年9月10日から同月20日まで

〈新制度の認知度①〉

相続登記の義務化を「聞いたことがある」と答えた人は、約 **73%**  
他方で、相続登記の義務化を「聞いたことがない」と答えた人は、約 **27%**

Q 1 不動産を相続した場合には相続登記をすることが、法律上の義務となったことを聞いたことがありますか。  
[全体]



n=8,460

〈新制度の認知度②〉

相続登記の義務化を「聞いたことがある」と答えた人は、70代以上が最も多い  
逆に、「聞いたことがない」と答えた人は、40代が最も多い

Q 1 不動産を相続した場合には相続登記をすることが、法律上の義務となったことを聞いたことがありますか。  
[世代別]



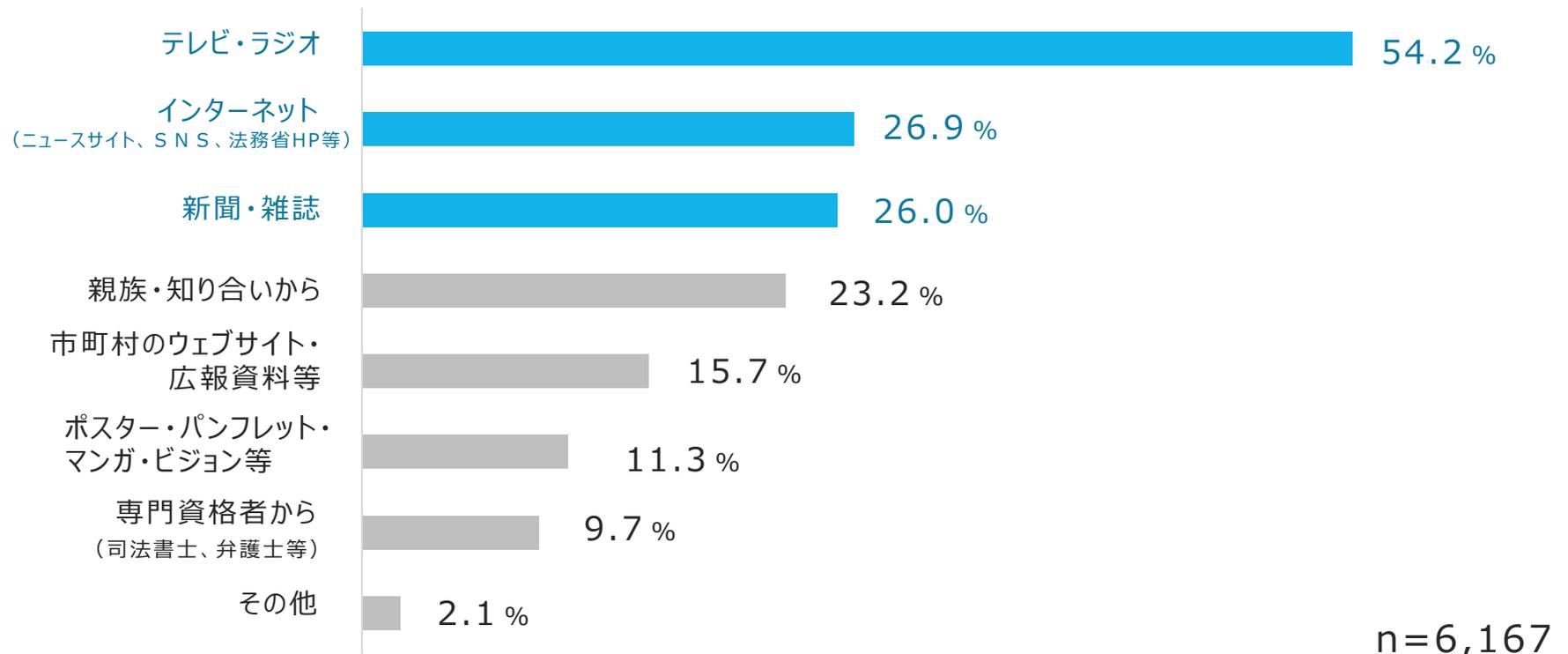
n=8,460

〈新制度の認知度③〉

相続登記の義務化を見聞きした方法は  
「テレビ・ラジオ」「インターネット」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 2 (Q 1で「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で見聞きしましたか。

〈複数回答可〉

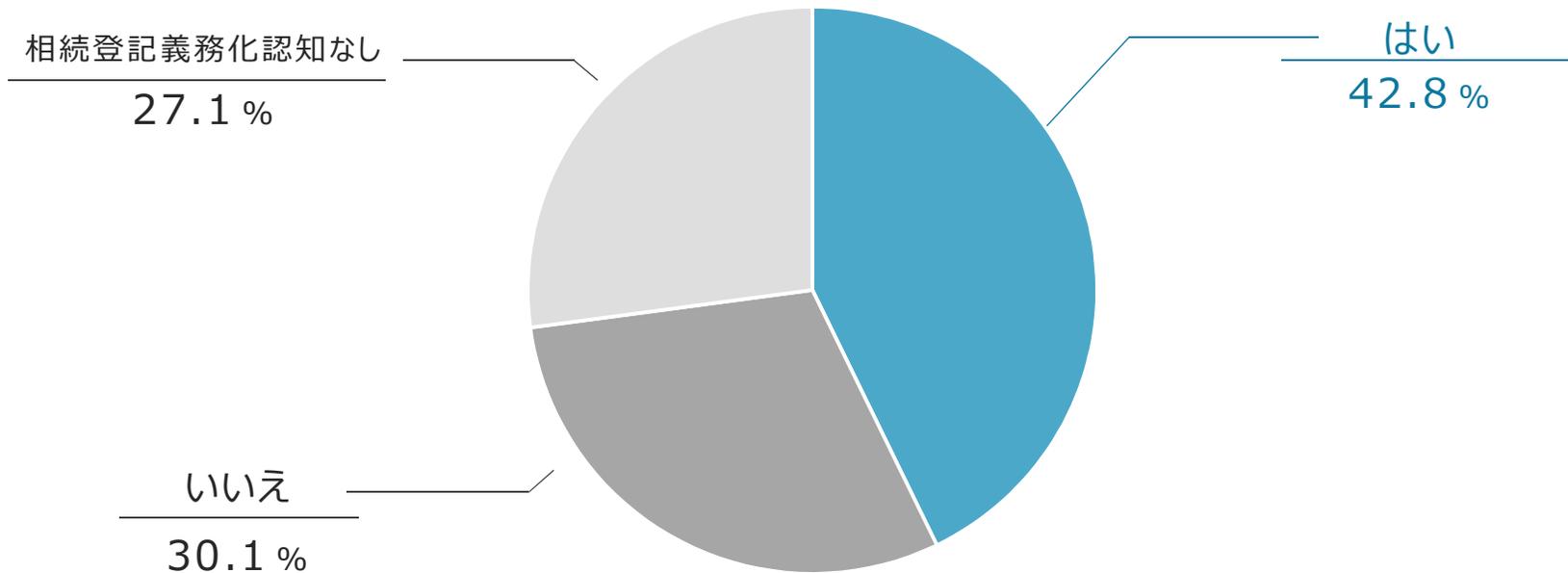


〈新制度の認知度④〉

相続登記の履行期限について

「聞いたことがある」と答えた人は、約 **43%**

Q 3 相続登記の期限は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内であることを聞いたことがありますか。



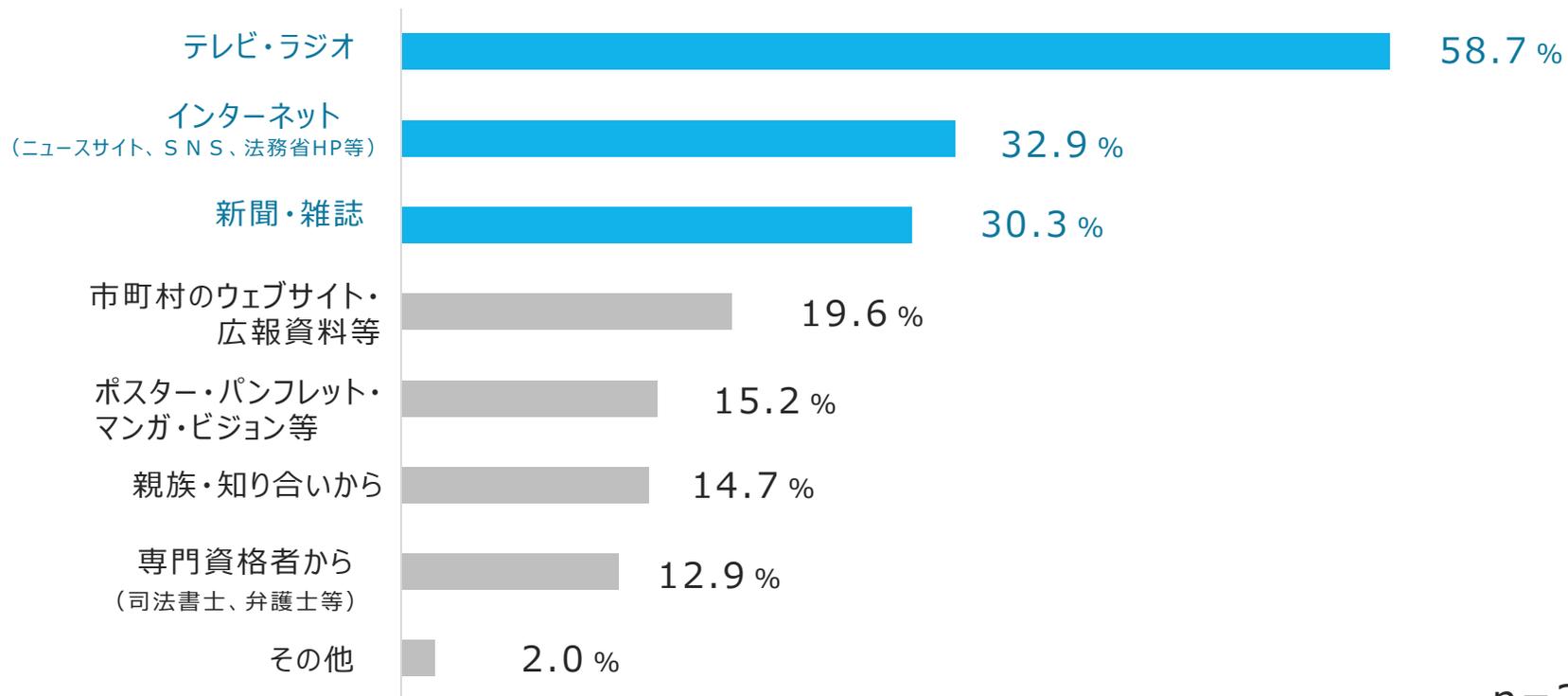
n=8,460

〈新制度の認知度⑤〉

相続登記の履行期限 について 見聞きした方法 は  
「テレビ・ラジオ」「インターネット」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 4 (Q 3で「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で見聞きしましたか。

〈複数回答可〉



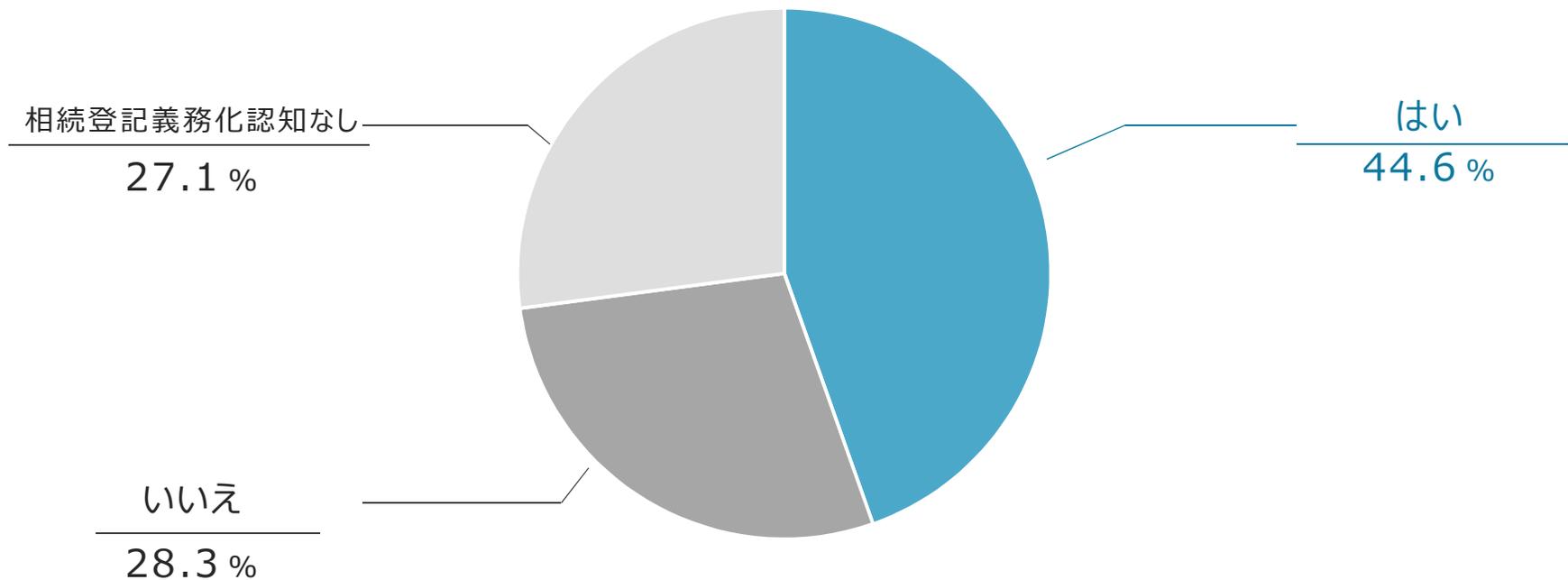
n=3,619

〈新制度の認知度⑥〉

正当な理由がないのに相続登記の申請を行わなかった場合のペナルティについて

「聞いたことがある」と答えた人は、約 **45%**

Q 5 正当な理由がないのに相続登記の義務に違反した場合には、過料(ペナルティ)の対象となることを聞いたことがありますか。



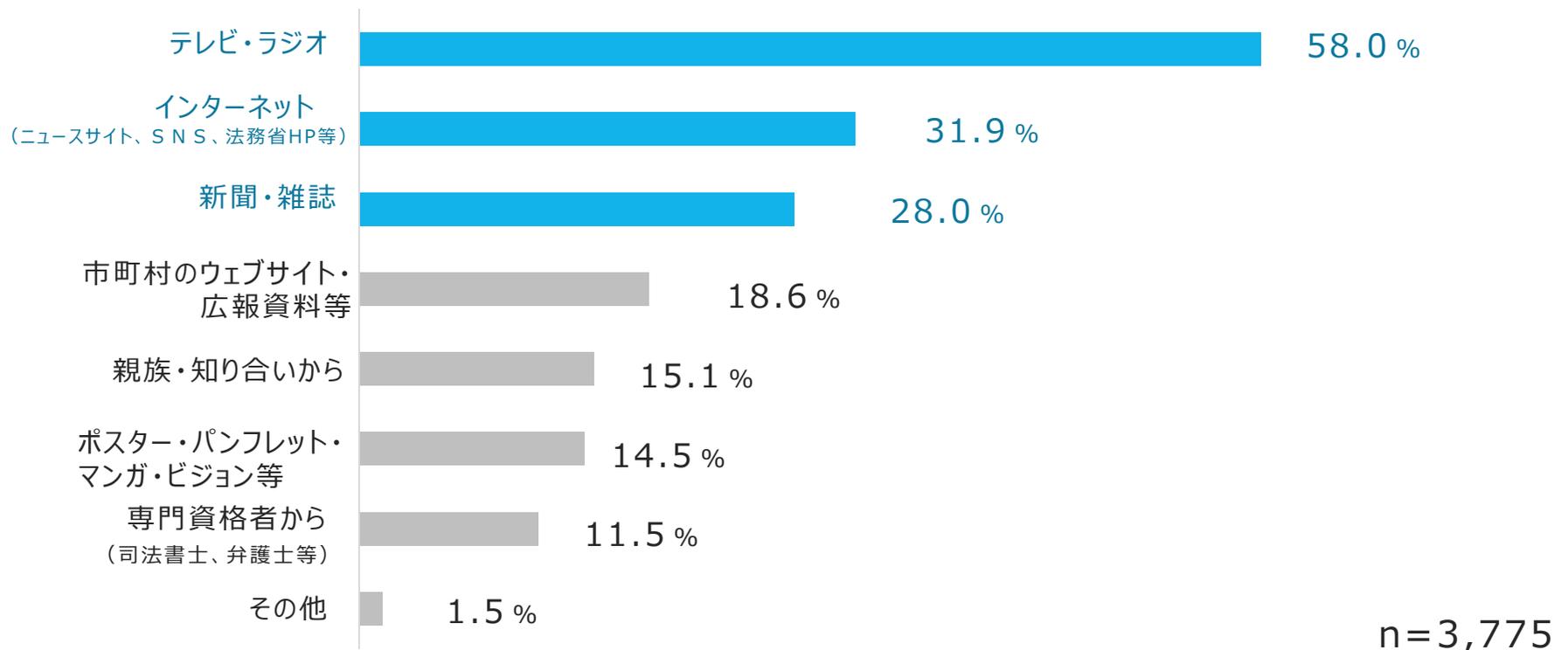
n=8,460

〈新制度の認知度⑦〉

正当な理由がないのに相続登記の申請を行わなかった場合のペナルティについて  
見聞きした方法は「テレビ・ラジオ」「インターネット」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 6 (Q 5で「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で見聞きましたか。

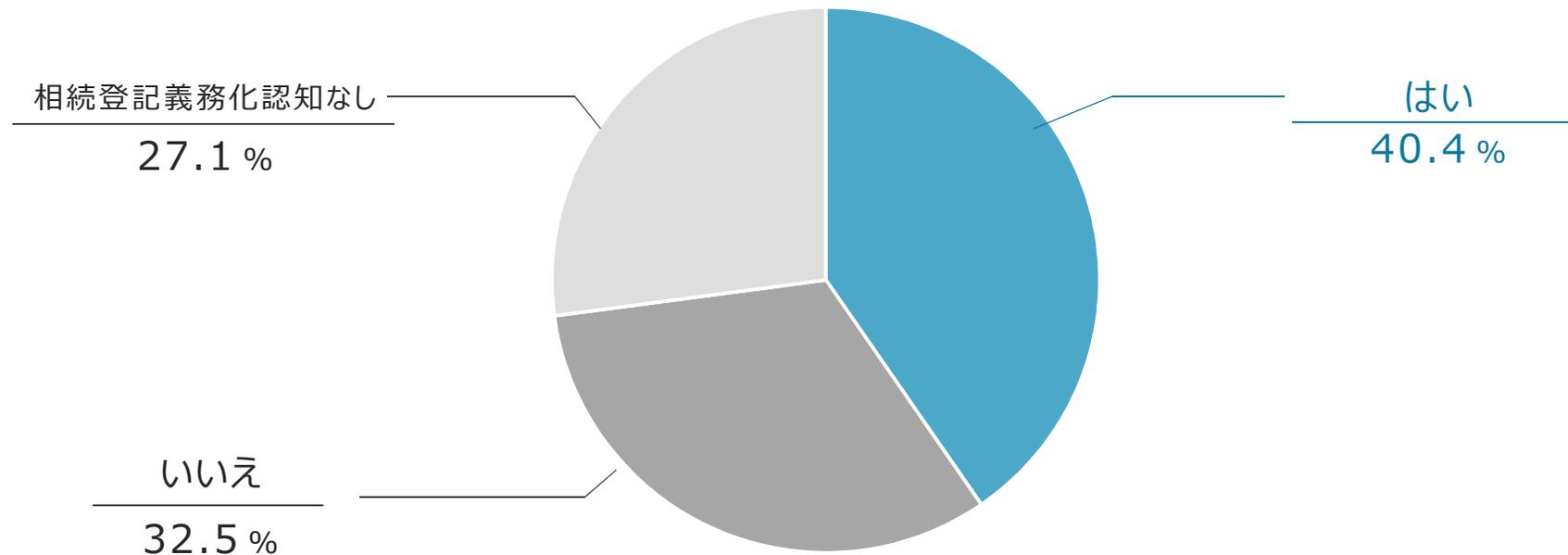
<複数回答可>



〈新制度の認知度⑧〉

令和6年4月以前に相続した不動産でも、未登記であれば、相続登記の義務化の対象であることを「聞いたことがある」と答えた人は、約**40%**

Q7 相続登記の義務化の施行(令和6年4月)以前に相続した不動産で登記をしていないものについても、相続登記をすることが法律上の義務であることを聞いたことがありますか。



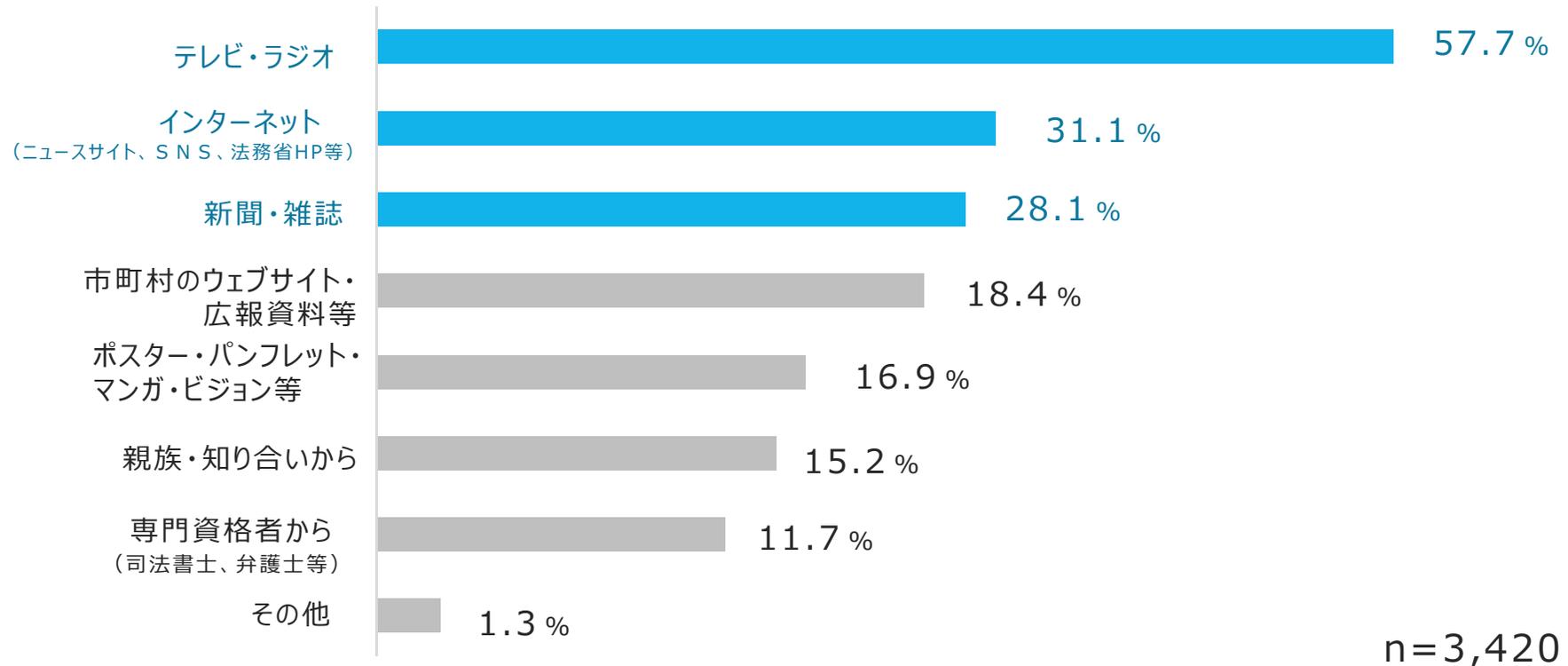
n=8,460

〈新制度の認知度⑨〉

令和6年4月以前に相続した不動産でも、未登記であれば、相続登記の義務化の対象となることを見聞きした方法は「テレビ・ラジオ」「インターネット」「新聞・雑誌」の順に多い

Q 8 (Q 7で「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で見聞きしましたか。

<複数回答可>

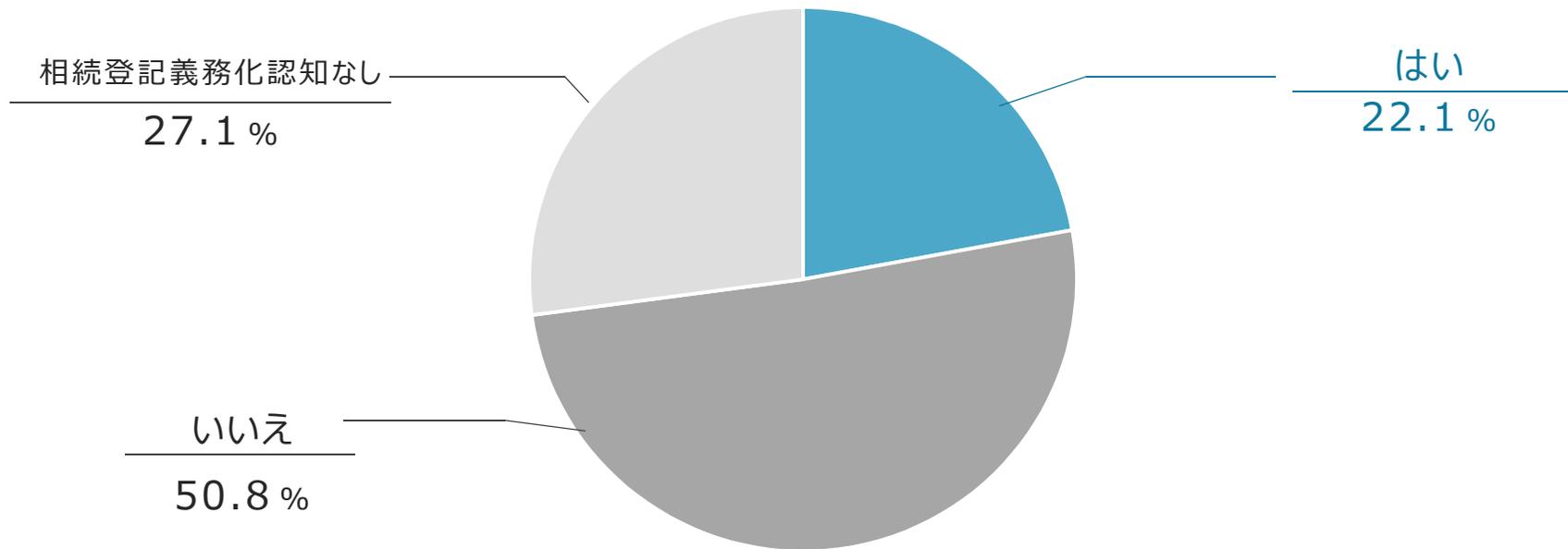


n=3,420

〈新制度の認知度⑩〉

相続人申告登記を「聞いたことがある」と答えた人は、約 **22%**

Q 9 相続登記の義務の簡易な履行手段として、相続登記より負担の軽い「相続人申告登記」という新しい登記手続が導入されたことを聞いたことがありますか。



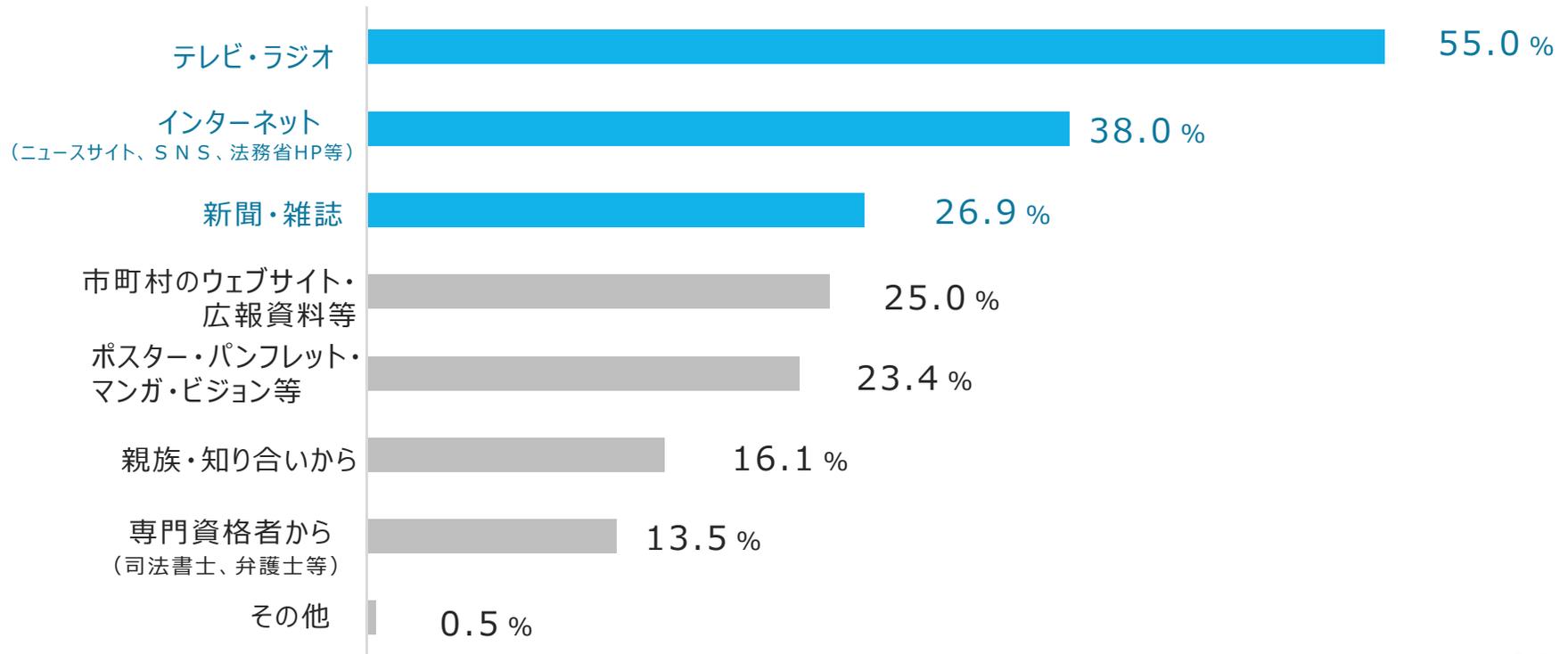
n=8,460

〈新制度の認知度⑪〉

相続人申告登記を見聞きした方法は  
「テレビ・ラジオ」「インターネット」「新聞・雑誌」の順に多い

Q10 (Q9で「聞いたことがある」と答えた人に対して、) どのような方法で見聞きましたか。

<複数回答可>

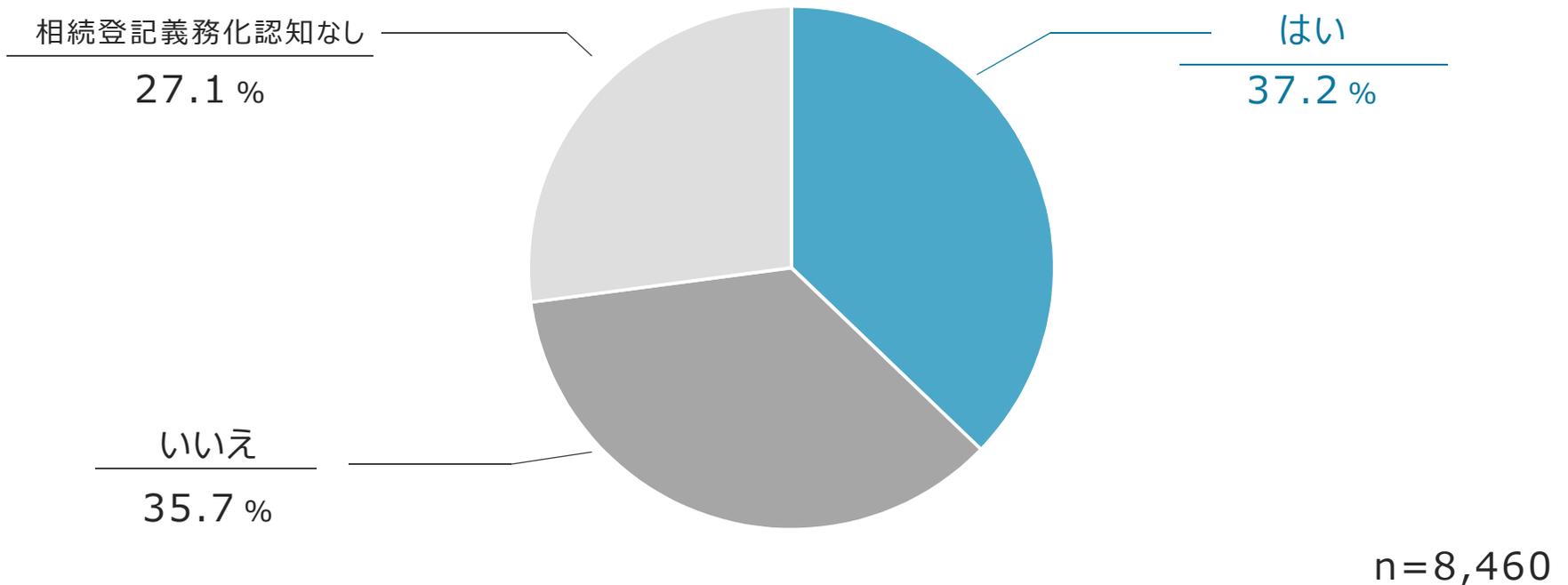


n=1,874

〈新制度の認知度⑫〉

遺産分割をした場合に、その内容を踏まえた相続登記をすることが義務となったことを「聞いたことがある」と答えた人は、約 **37%**

Q11 不動産について遺産分割(亡くなられた方の財産を相続人で分けること)をした場合には、その内容を踏まえた相続登記をすることが、法律上の義務となったことを聞いたことがありますか。

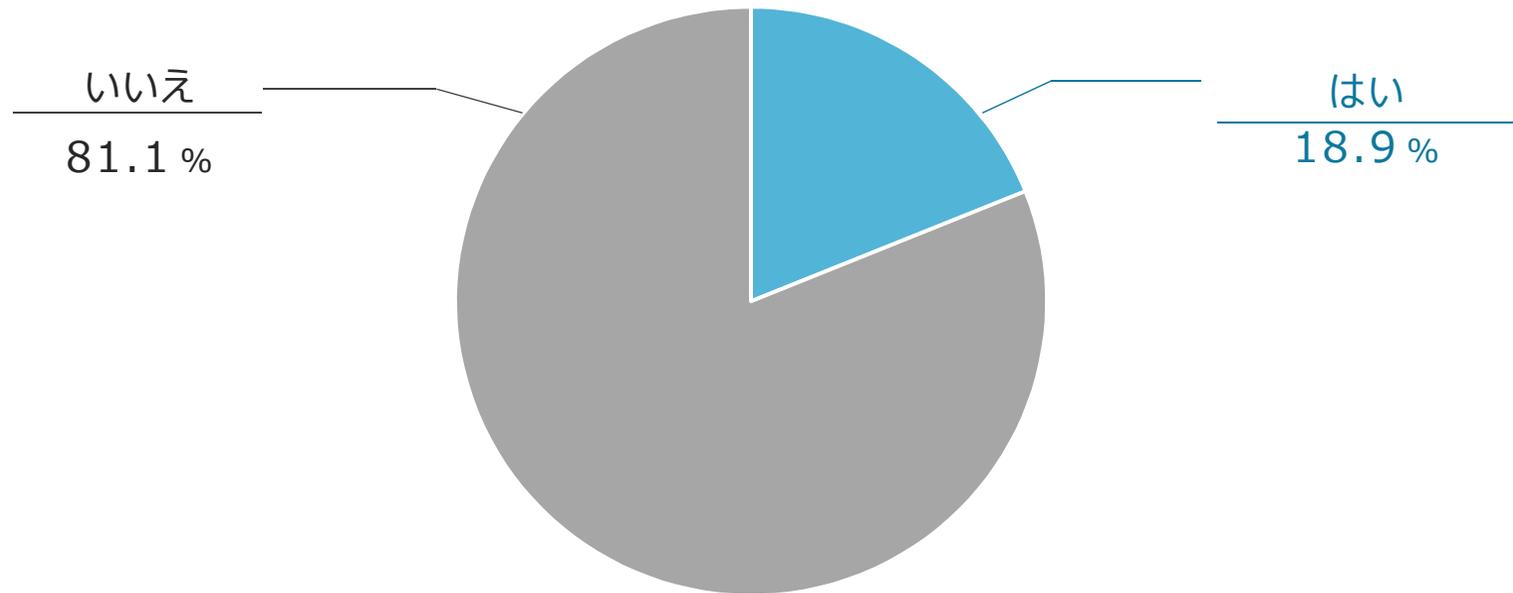


〈新制度の認知度⑬〉

所有不動産記録証明制度が始まることを

「聞いたことがある」と答えた人は、約 **19%**

Q12 令和8年2月から、被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する「所有不動産記録証明制度」が始まることを聞いたことがありますか。

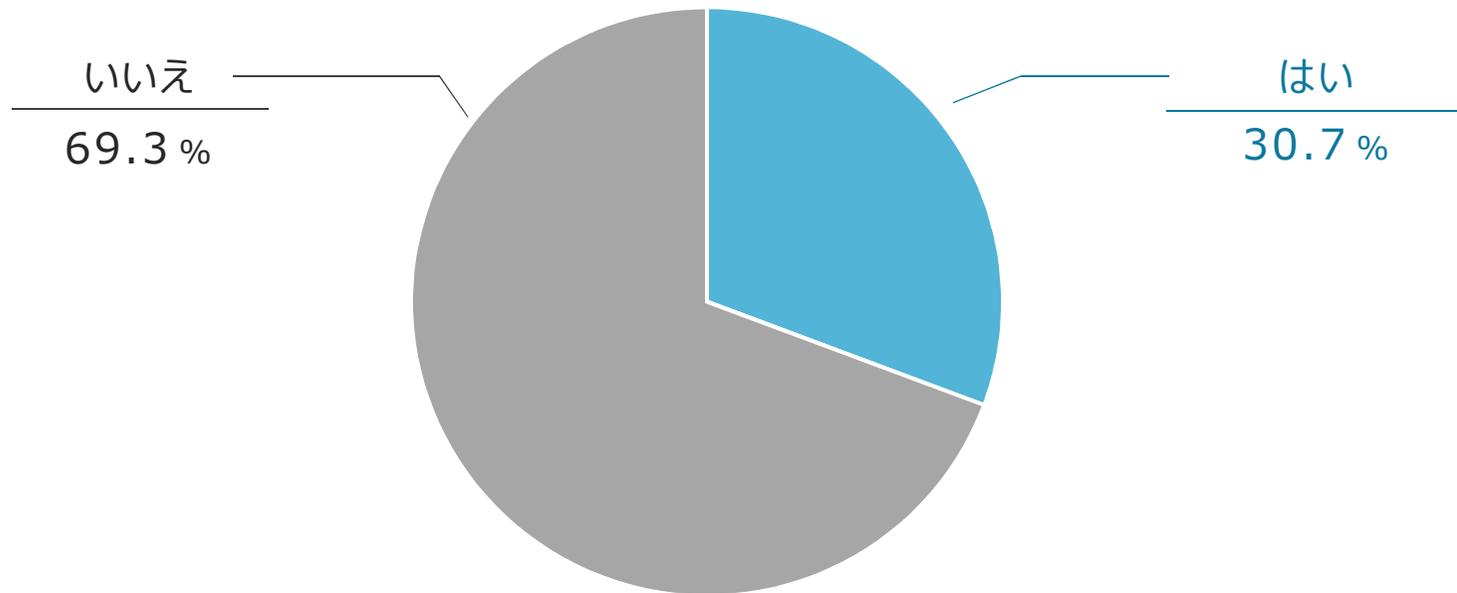


n=8,460

〈新制度の認知度⑭〉

住所等変更登記の義務化を「聞いたことがある」と答えた人は、約 **31%**

Q13 令和8年4月から、不動産の所有者の住所・氏名に変更があったときは、その変更の登記の申請をすることが、法律上の義務になることを聞いたことがありますか。



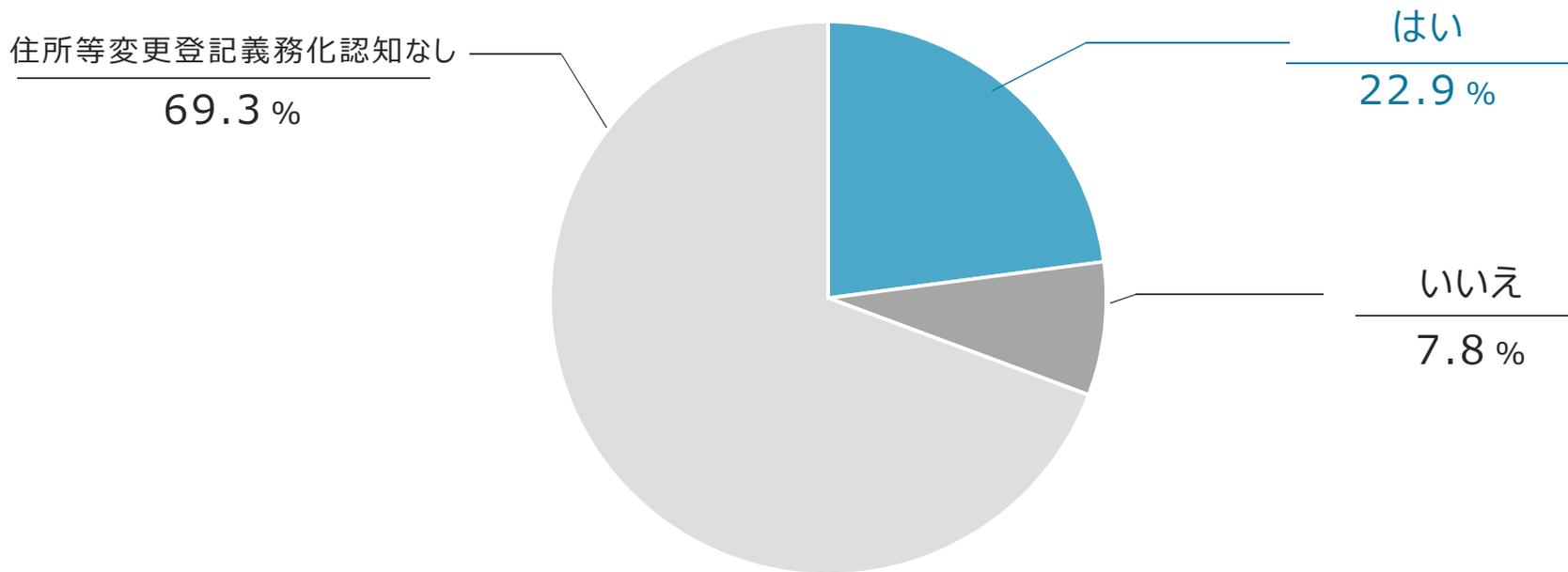
n=8,460

〈新制度の認知度⑮〉

正当な理由がないのに住所等変更登記の申請を行わなかった場合のペナルティについて

「聞いたことがある」と答えた人は、約 **23%**

Q14 正当な理由がないのに住所等変更登記の義務に違反した場合には、過料(ペナルティ)の対象となることを聞いたことがありますか。



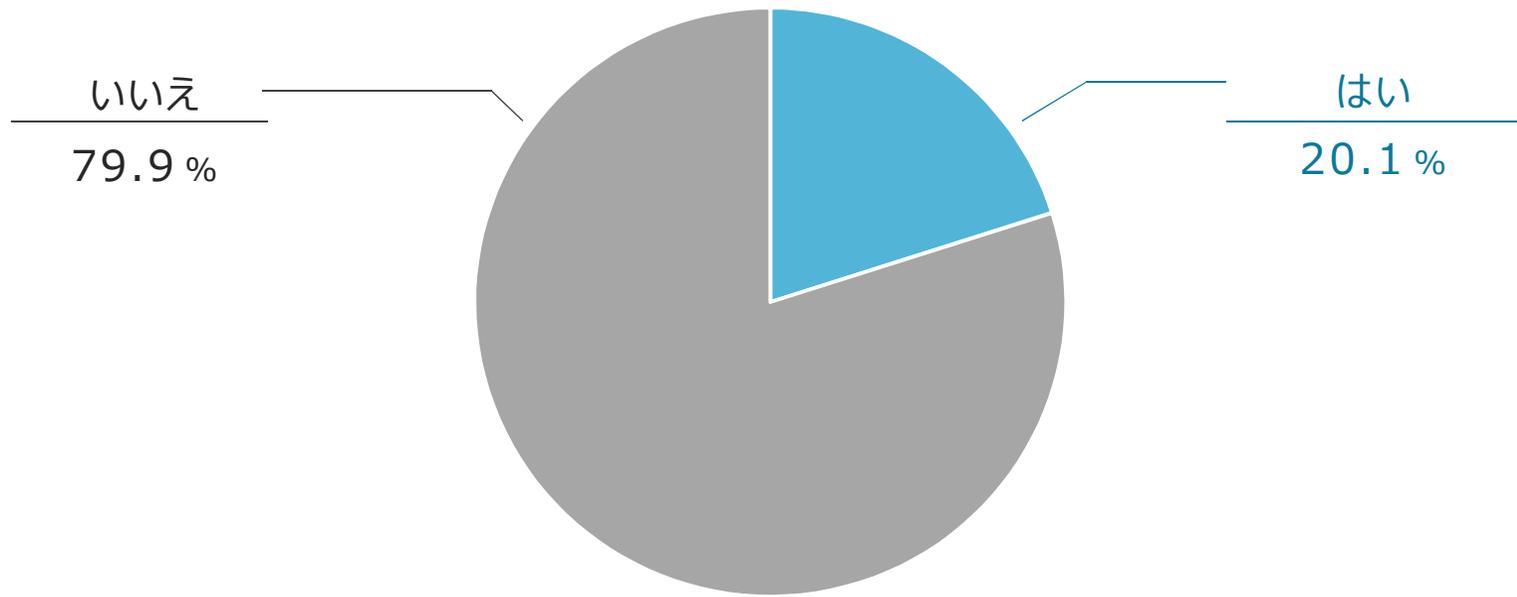
n=8,460

〈新制度の認知度⑯〉

職権で住所等変更登記をする仕組みが導入されることを

「聞いたことがある」と答えた人は、約 **20%**

Q15 住所等変更登記の義務化の負担軽減のため、登記官が他の公的機関から取得した情報に基づいて、登記官の職権で住所等の変更登記をする仕組みが導入されることを聞いたことがありますか。

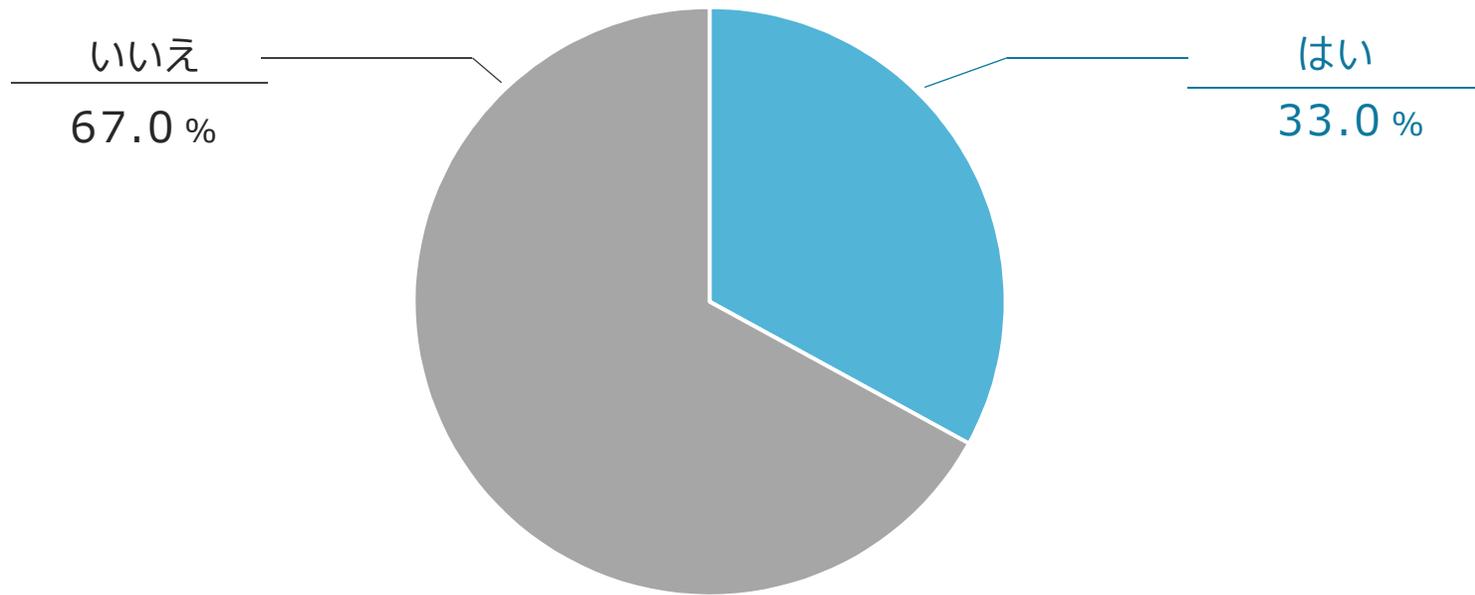


n=8,460

〈新制度の認知度⑰〉

相続土地国庫帰属制度を「聞いたことがある」と答えた人は、約 **33%**

Q16 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる(国に引き取ってもらう)ことができる「相続土地国庫帰属制度」を聞いたことがありますか。



n=8,460

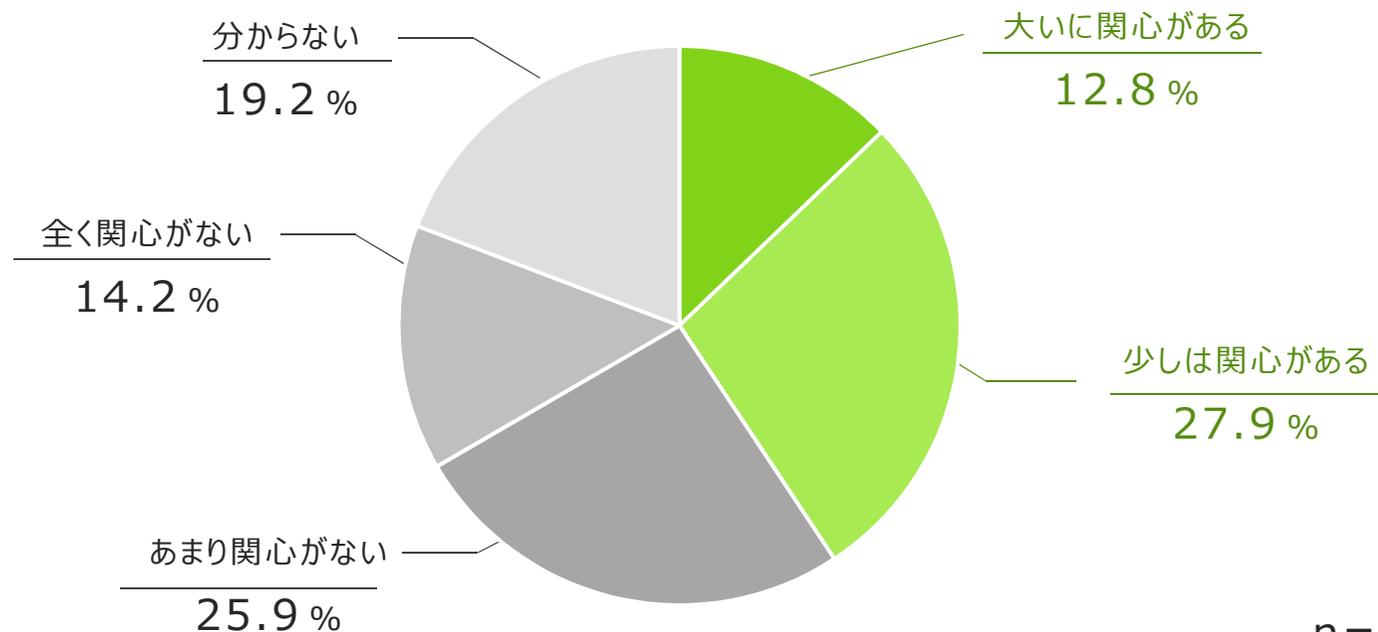
〈新制度への関心①〉

相続土地国庫帰属制度の利用について「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は、約 **41%**

Q17 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる(国に引き取ってもらう)ことができる「相続土地国庫帰属制度」の利用について、どの程度関心がありますか。

[全体]



n=8,460

〈新制度への関心②〉

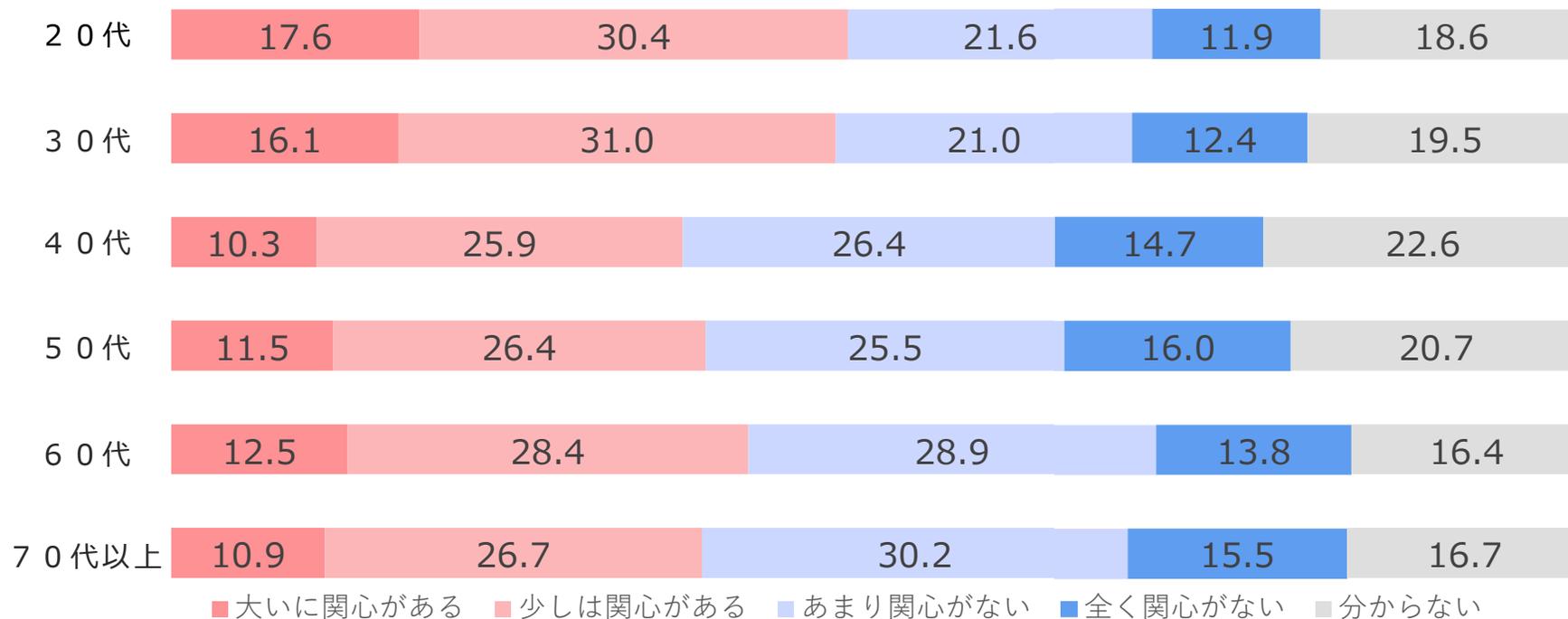
相続土地国庫帰属制度について「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は**20代**が**最も多い**

いずれの世代も**36%以上**が「大いに関心がある」「少しは関心がある」と回答。

Q17 相続した土地のうち不要なものを、一定の条件を満たせば、国庫に帰属させる(国に引き取ってもらう)ことができる「相続土地国庫帰属制度」の利用について、どの程度関心がありますか。

[世代別]



■ 大いに関心がある ■ 少しは関心がある ■ あまり関心がない ■ 全く関心がない ■ 分からない

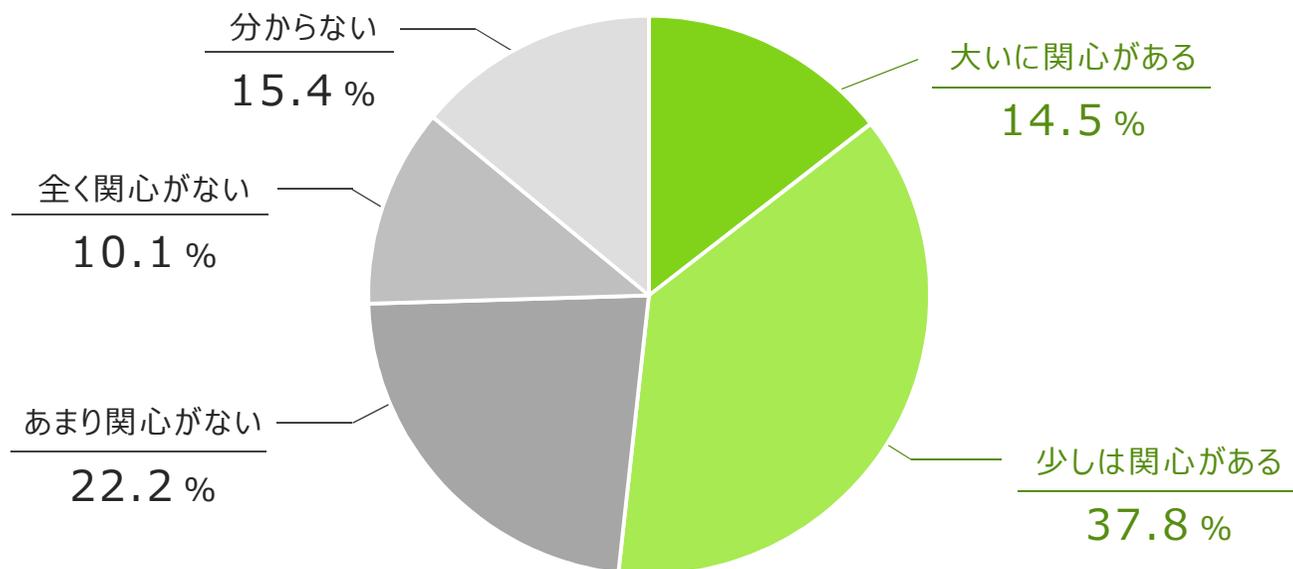
n=8,460

〈新制度への関心③〉

不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」

と答えた人は、約 **52%**

Q18 相続登記の義務化など、不動産の登記手続に関する制度が大きく変わることにより、どの程度関心がありますか。[全体]



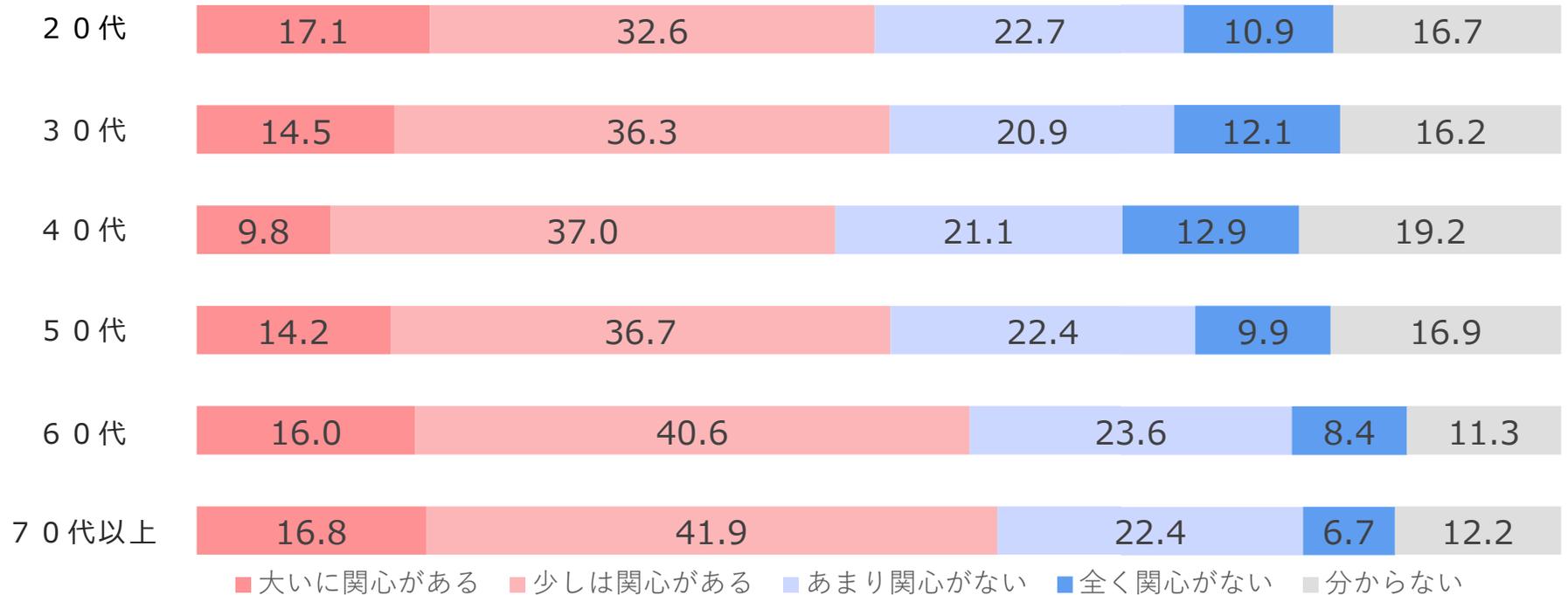
n=8,460

〈新制度への関心④〉

不動産登記制度が変わることについて「大いに関心がある」「少しは関心がある」と答えた人は**70代が最も多い**

いずれの世代も**46%以上**が「大いに関心がある」「少しは関心がある」と回答。

Q18 相続登記の義務化など、不動産の登記手続に関する制度が大きく変わることにより、どの程度関心がありますか。[世代別]



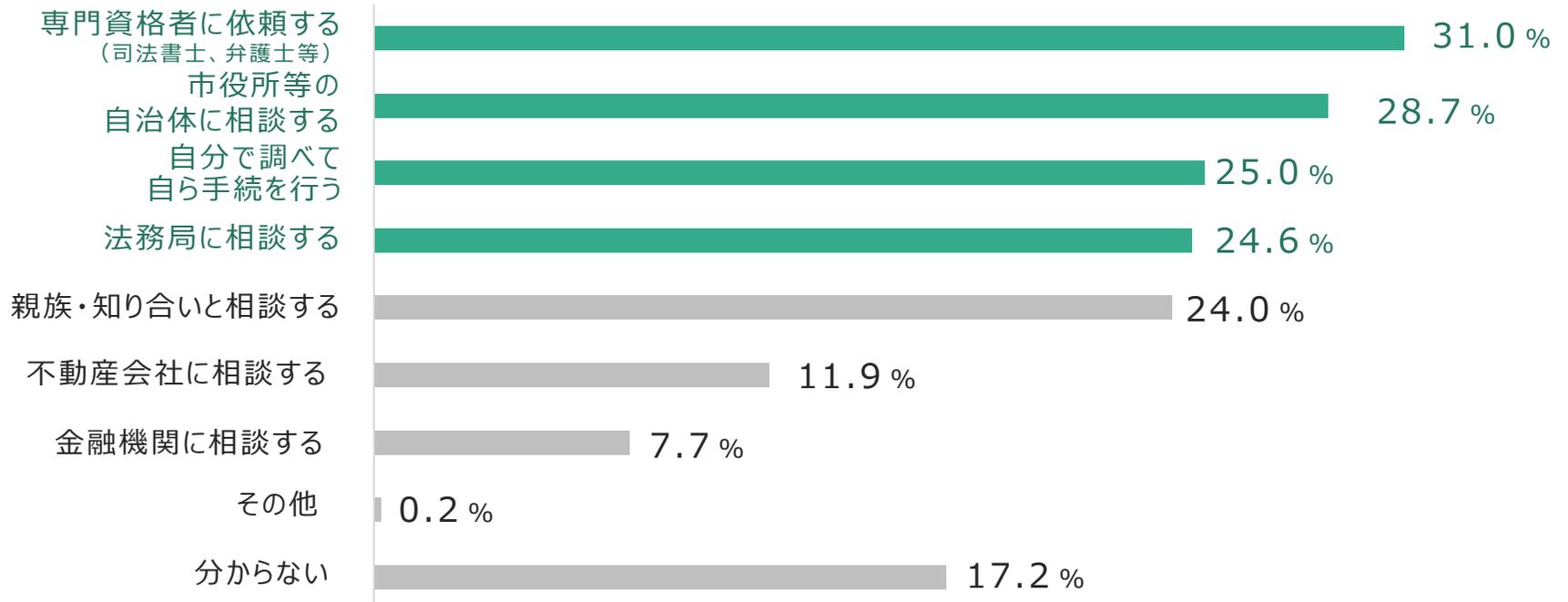
n=8,460

〈手続へのアクセス方法①〉

今後、相続登記の手続をすることとなった場合の対応について

「資格者に依頼する」「自治体・法務局に相談する」「自ら手続を行う」との回答が多い

Q 1 9 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合、どのように対応すると思いますか。  
<複数回答可>



n=8,460

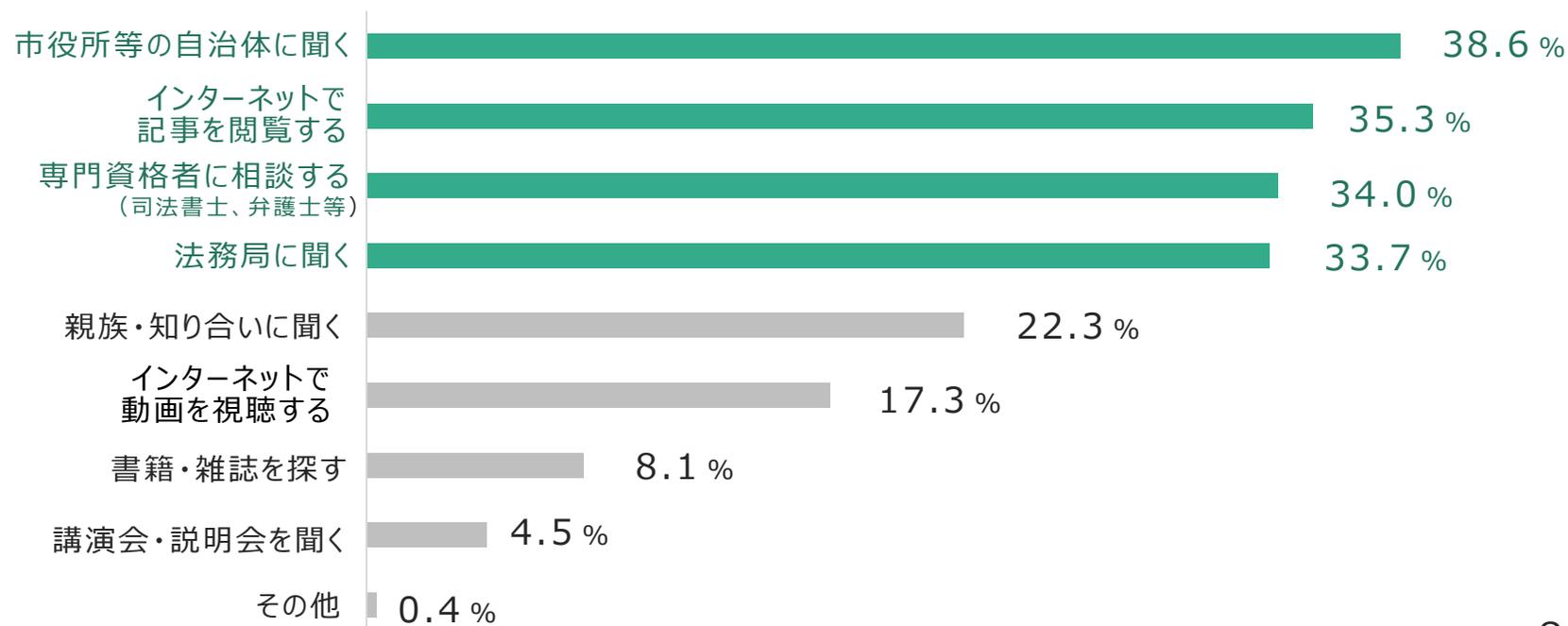
〈手続へのアクセス方法②〉

不動産登記の**新制度に関する情報**の入手方法について

「**自治体・法務局に聞く**」「**インターネットを閲覧する**」「**資格者に相談する**」との回答が多い

Q20 今後、あなたが相続した不動産の相続登記の手続をすることになった場合、どのような方法で、登記手続や必要書類などの情報を入手すると思いますか。

〈複数回答可〉



n=8,460

### 〈手続へのアクセス方法③〉

今後、自分が相続手続全般をする場合の相談先について「市町村等の自治体」と答えた人が**最も多い**次いで、「**司法書士**」「**親族・知り合い**」「**法務局**」「**税理士・公認会計士**」等となっている

Q21 今後、あなたが、相続することになった場合に、様々な相続の問題について、誰に相談すると思いますか。  
〈複数回答可〉

